

阪神北広域こども急病センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により阪神北広域こども急病センターの指定管理者を下記のとおり指定するので，同条第 6 項の規定により，議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市昆陽池 2 丁目 1 0 番地

名 称 公益財団法人阪神北広域救急医療財団

代表者 理事長 上谷 良行

2 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設立日

平成19年8月20日

2 資産の総額

155,112,656円

3 構成員数

評議員数 10名

役員数 15名（理事13名，監事2名）

職員数 8名

4 目的

伊丹市，宝塚市，川西市及び猪名川町の小児の急病患者に対し，必要な医療の提供等の事業を行い，もって子どもが健やかに成育する環境づくりに寄与すること。

5 事業

- (1) 休日及び夜間等における小児科診療事業
- (2) 小児救急医療電話相談事業
- (3) 小児救急に関する知識の普及事業
- (4) 阪神北広域こども急病センターの管理運営
- (5) その他目的を達成するために必要な事業